かわら版　No.005
（平成 25 年 12 月 24 日）

You'll Never Walk Alone

大島社協 災害ボランティアセンター からのお知らせ

　みなさん、こんにちは。大島社協災害ボランティアセンターです。ここのところグっと冷え込むことが多くなってきました。お体にお変わりはありませんでしょうか。

ご相談ください！

○家屋などの消毒に使用する消石灰、逆性石けんをご用意しております。
○現在、センターでは以下のような活動も行っています。
・かわら版の配布　（このお知らせを毎週お届けします）
・毎週木曜　喫茶「あいべぇ」実施　（詳細は裏面をご覧ください）

この人に聞く！　～その３～

　今回は、大島社協災害ボランティアセンターでボランティアリーダーとして活動して頂いている団長こと草野圭孝（くさのよしたか）さんをご紹介します。

　出身は滋賀県です。東日本大震災以降は、2011年４月から宮城県石巻市でピースボート災害ボランティアセンターで活動させていただいておりました。
　今年は西伊豆や山口、滋賀などでも水害が発生していますが、その都度現地に行きボランティア活動を行ってきました。
　10月16日の台風の後、大島が大変な状況であることを知り、10月19日に来島。石巻の方々からは「今度はこちらが返さなくてはいけない番だけど、自分が行けず申し訳ない。大島を応援している」という想いを預かってきました。たくさんのボランティアを受け入れて現場で活動してもらうためのお手伝いをやらせていただいています。
　活動をしていて感じるのは、地元や島出身の方々の「自分たちの島を何とかしよう！」という、地元を愛する強い気持ちです。島外に出ている若者たちや地元の年輩の方々、みなさんから感じます。
　大島に２ヵ月いさせていただいて、多くの島民の方々と知り合うことができました。「第二、第三の故郷と思っていいのよ」と温かい言葉をかけてくださる方もいらっしゃいます。もう少しだけ、お世話になります。よろしくお願いします。

○ お問い合わせ

2-3773

公式サイトも合わせてご確認ください
http://oshima.vc/

社会福祉法人　大島社会福祉協議会　大島社協 災害ボランティアセンター
100-0101 東京都大島町元町２－１－４　TEL　04992-2-3773　もしくは　080-2334-5147
公式サイト = http://oshima.vc/　公式Facebook = https://www.facebook.com/oshima.saigaivc

Information

借金も相続します！ 相続放棄は3か月！

　このたびの台風26号により被災された方に心からお見舞い申し上げます。「相続」についてご確認いただきたい事項を下記の通りご案内いたします。

○借金も相続します。注目
　借金を相続したくなければ、相続放棄をしてください。
　相続放棄をするには、家庭裁判所に手続を取る必要があります。
　大島であれば、東京家庭裁判所に郵便で送ることができます。

○財産を処分してしまうと、放棄できなくなります。預金引出もそれにあたりますから、注意して下さい。

○放棄の期間は、相続のあったことを知った時から3か月。注目
　ただし、その間に判断ができなければ、家庭裁判所に申請して、延長できます。その延長申請も３か月以内にする必要があります。

　詳しくは、家庭裁判所のホームページをご覧下さい。書式もダウンロードできます。

相続放棄はこちら
　http://www.courts.go.jp/saiban/syurui_kazi/kazi_06_13/
申請期間延長はこちら
　http://www.courts.go.jp/saiban/syurui_kazi/kazi_06_25/index.html
※インターネットをご利用になれない方は社協にご相談ください。

住民交流会

あいべぇ

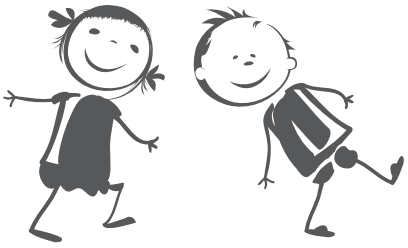

　大島社会福祉協議会では、この地域のみなさまがほんの少しでも「ゆっくり、そしてホッとできる」場所になるよう、住民交流会「あいべぇ」を開催しています。喫茶コーナーやマッサージコーナーもありますので、みなさまぜひお越しください。お待ちしております。

日　時 ： 毎週木曜日　13時～15時

場　所 ：「くぼいち」さんの店舗内

内　容 ： 喫茶コーナー
　　マッサージコーナー
　　足湯コーナー　等

大島社会福祉協議会
2-3773
担当／　白井・今津